

大崎地域広域行政事務組合消防本部における対外的業務の実施等基準について

令和4年4月12日から

宮城県内及び大崎管内の感染動向に応じて、大崎消防本部新型コロナウイルス感染症対策本部において運用する基準（Ⅰ又はⅡ）を決定します。

現在の実施基準は

Ⅱ

基本的事項

標準的な感染防止対策（※）が整った環境で実施し、屋内で実施する場合は、収容定員の半分以上での実施を目安とします。

また、消防庁舎で実施する場合は、ゾーニングによる区域外での実施を原則とします。

業務種類	主体区分	実施基準 Ⅱ	実施基準 Ⅰ (基準の対応が整わない場合は、中止、延期又は他の手法を検討する。)	担当課
会議	消防側要請	・見合わせとします。なお、書面会議又はWEB会議の代替を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・規模縮小や最低限の人数を考慮して開催します。 ・参加者の同意を得て行います。 ・参加者（連絡先含む。）の把握に御理解ください。 ・WEB形式又は書面会議の代替も考慮します。 ・基本的事項を踏まえて実施します。 	各課
会議	相手方要請	・見合わせとします。ただし、緊急又は重要なものである場合（例 市町コロナ会議、消防団幹部会議、医療機関コロナ会議等）は、基本的事項を踏まえて出席します。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的事項を踏まえて出席します。 	各課
庁舎見学	相手方要請	・見合わせとします。	<ul style="list-style-type: none"> ・最大人数は50名以下とします。 ・班編成により分散して行います。 ・参加者（連絡先含む。）の把握をお願いします。 ・基本的事項を踏まえて実施します。 ・その他、署所で定める庁舎見学の要領により実施します。 	総務課
職場体験	相手方要請	・見合わせとします。【感染動向に関わらず見合わせとしています。】		総務課
消防設備検査 危険物施設検査 申請に伴う確認査察	相手方要請	・消防庁予防課「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた検査等の対応」を踏まえ実施します。【感染動向に関わらず実施することとしています。】		予防課
定期査察 ・防火対象物 ・危険物施設 ・権限移譲関係	消防側要請	・見合わせとします。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁予防課「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた検査等の対応」を踏まえ実施します。 	予防課

大崎地域広域行政事務組合消防本部における対外的業務の実施等基準について

令和4年4月12日から

宮城県内及び大崎管内の感染動向に応じて、大崎消防本部新型コロナウイルス感染症対策本部において運用する基準（Ⅰ又はⅡ）を決定します。

現在の実施基準は

Ⅱ

基本的事項

標準的な感染防止対策（※）が整った環境で実施し、屋内で実施する場合は、収容定員の半分以上での実施を目安とします。

また、消防庁舎で実施する場合は、ゾーニングによる区域外での実施を原則とします。

業務種類	主体区分	実施基準 Ⅱ	実施基準 Ⅰ (基準の対応が整わない場合は、中止、延期又は他の手法を検討する。)	担当課
火災防ぎょ訓練	消防側要請	・見合わせとします。	・参加者への同意の確認に御協力ください。 ・参加者（連絡先含む。）の把握に御理解ください。 ・基本的事項を踏まえて実施します。	警防課
消防訓練（指導）	相手方要請	・派遣見合わせとします。感染防止策を講じて自主訓練による実施をお願いします。	・参加者へ同意の確認をお願いします。 ・参加者（連絡先含む。）の把握をお願いします。 ・基本的事項を踏まえて実施します。	警防課
普通救命講習 救命入門コース 患者搬送乗務員講習 (新規・再講習)	相手方要請	・見合わせとします。	・受講者は10名以下とします。 ・指導者2名以内とします。 ・班編成により分散して行います。 ・心肺蘇生法は一人法とします。（人工呼吸は説明のみとします。） ・できる限り要請者側の会場での実施に御協力をお願いします。 ・その他、別に定める講習実施の要領に従い、基本的事項を踏まえて実施します。	警防課
その他救急講習	相手方要請	・見合わせとします。	・受講者は50名以下とします。 ・指導者2名以内とします。 ・座学を主体とし、実技は展示又は代表者のみとします。 ・参加者（連絡先含む。）の把握に御理解ください。 ・できる限り要請者側の会場での実施に御協力をお願いします。 ・その他、別に定める講習実施の要領に従い、基本的事項を踏まえて実施します。	警防課
上級救命講習	相手方要請	・見合わせとします。【感染動向に関わらず見合わせとしています。】		警防課

大崎地域広域行政事務組合消防本部における対外的業務の実施等基準について

令和4年4月12日から

宮城県内及び大崎管内の感染動向に応じて、大崎消防本部新型コロナウイルス感染症対策本部において運用する基準（Ⅰ又はⅡ）を決定します。

現在の実施基準は

Ⅱ

基本的事項

標準的な感染防止対策（※）が整った環境で実施し、屋内で実施する場合は、収容定員の半分以上での実施を目安とします。

また、消防庁舎で実施する場合は、ゾーニングによる区域外での実施を原則とします。

業務種類	主体区分	実施基準 Ⅱ	実施基準 Ⅰ (基準の対応が整わない場合は、中止、延期又は他の手法を検討する。)	担当課
応急手当普及員講習	相手方要請	・見合わせとします。【感染動向に関わらず見合わせとしています。】		警防課
消防団指導	相手方要請	・見合わせとします。ただし、緊急又は重要なもので、かつ屋外において指導する場合は、基本的事項を踏まえ実施します。	・実施可能な内容（例 図上訓練、各個訓練、個別操作・運用訓練、団員研修等）を市町と事前に調整することとします。 ・基本的事項を踏まえて実施します。	防災課
自主防災組織指導	相手方要請	・見合わせとします。	・実施可能な内容（例 講話、個別の訓練等）を市町又は主催者と事前に調整することとします。 ・基本的事項を踏まえて実施します。	防災課
その他行事等	消防側要請	・見合わせとします。ただし、緊急又は重要なものである場合（例 採用試験、ポスターコンクール審査会等）は、基本的事項を踏まえて実施します。	・規模縮小や最低限の人数を考慮して開催します。 ・参加者の同意を得て行います。 ・参加者（連絡先含む。）の把握に御理解ください。 ・基本的事項を踏まえて実施します。	各課
その他行事等	相手方要請	・見合わせとします。ただし、緊急又は重要なものである場合は、基本的事項を踏まえて出席します。	・基本的事項を踏まえて出席します。	各課

大崎地域広域行政事務組合消防本部における対外的業務の実施等基準について

令和4年4月12日から

宮城県内及び大崎管内の感染動向に応じて、大崎消防本部新型コロナウイルス感染症対策本部において運用する基準（Ⅰ又はⅡ）を決定します。

現在の実施基準は

Ⅱ

基本的事項

標準的な感染防止対策（※）が整った環境で実施し、屋内で実施する場合は、収容定員の半分以上での実施を目安とします。

また、消防庁舎で実施する場合は、ゾーニングによる区域外での実施を原則とします。

業務種類	主体区分	実施基準 Ⅱ	実施基準 Ⅰ (基準の対応が整わない場合は、中止、延期又は他の手法を検討する。)	担当課
------	------	--------	---------------------------------------------	-----

※標準的な感染防止対策

- ・会場及び待合場所等における3密（密閉、密集、密接）を徹底して回避すること。
- ・人と人との間隔はできる限り2mの距離を確保すること。
- ・大声での発声等又は近接した距離での会話等がされないよう留意すること。
- ・業務の前後や休憩時間などの会話等を極力控えること。
- ・風邪のような症状がある場合は人員を変更するか又は延期すること。（事前に伝える）
- ・2週間以内に海外（感染流行国）又は国内の感染流行地域（クラスター等）へ旅行・出張した方には、出席を控えていただくよう事前に周知すること。
- ・高齢者や基礎疾患がある方の出席はできる限り避けること。
- ・不織布マスクの着用及び咳エチケットの励行を呼びかけること。（業務に携わる職員は不織布マスクとすること。）
- ・手洗いを徹底すること。
- ・アルコールによる手指消毒を徹底すること。
- ・一定の滞在が必要な場合は換気の良い環境下とすること。
- ・入場者の制限や誘導を行うこと。